

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開 会

司会（渡部課長）

本日はお忙しい中、令和5年度久喜市地域医療推進協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます。健康医療課長の渡部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから令和5年度久喜市地域医療推進協議会を開催させていただきます。出席議員は、現時点で7名でございますが、1名の方から遅れて出席の予定とご連絡をいただいております。協議会条例第7条第2項の規定の定足数に達しておりますことをご報告いたします。

続きまして、会議の公開及び会議録の作成等についてでございますが、前回会議でもご案内させていただいておりますが、審議会等の会議の公開に関する条例に基づきまして、公開とさせていただきます。本日は傍聴の方は今のところいらっしゃらない状況でございます。

次に、会議録作成のため、審議会の様子を録音させていただきます。会議録は、ほぼ全文記録方式とさせていただきます。会議録の確認等につきましては、こちらで原案作成後、会長にご確認いただきまして、会長の署名をいただいた後確定とさせていただきますと存じます。会議終了後1ヶ月以内を目途に会議録を作成しまして、公開します。

続きまして、本日の終了予定時刻でございますが、午後2時45分頃とさせていただきますと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、次第に従いまして会議を進めさせていただきますと存じます。開会に当たりまして、会長にごあいさつをいただきたいと存じます。小山会長よろしくお願いいたします。

小山会長

（会長あいさつ）

司会（渡部課長）

ありがとうございました。それでは、まず、議題に入ります前に配付資料の確認をさせていただきますと存じます。

- ・ 会議次第
- ・ 資料1 久喜市地域防災計画（抜粋）
- ・ 資料2 一般社団法人久喜市医師会、久喜市歯科医師会、久喜白岡薬剤師会との災害時医療救護に関する協定書（比較表）

- ・資料3 災害時の医療救護に関するこれまでの検討状況
- ・資料4 災害時の医療救護に関する主な検討課題
- ・久喜市地域医療推進協議会委員名簿
- ・久喜市地域医療推進協議会条例

全てお揃いでしょうか。

(不足等なし)

司会（渡部課長）

会議の前に、先ほど小山会長からもお話がございましたが、今回災害時の医療救護をテーマに設定させていただきましたが、凶らずも1月1日に能登半島地震が発生しました。現在、医療という点では、DMAT、JMAT、また各医師会、歯科医師会、薬剤師会等が派遣されて活動をされていらっしゃいます。私どもも、なかなか100パーセント災害に備えることは難しいとは思いますが、やはり事前の備えをする必要があるということで、コロナで中断しておりました、各三師会の方々の災害時の医療救護につきまして、協議を再開させていただきたいと思ひまして、今回、議題を設定させていただきました。

それでは、次第2の議題に移らせていただきます。会議の進行につきましては、協議会条例第7条第1項の規定によりまして、小山会長をお願いいたします。

2 議 事

(1) 久喜市における災害時医療体制について

議長（小山会長）

それでは議題に入らせていただきたいと思います。議事が円滑に進行いたしますよう、皆様方の特段のご協力をお願いいたします。議題、久喜市における災害時医療体制について、事務局から、資料1から資料3まで一括してご説明をお願いいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局（加藤主幹）

はい。皆さんこんにちは。事務局の加藤と申します。

本日の議題、久喜市における災害時医療体制についてでございます。先ほど課長からもございましたように、これまで災害時医療救護マニュアルの作成に向けまして、久喜市医師会、久喜市歯科医師会、久喜白岡薬剤師会との意見交換会を何度かさせていただいているところですが、新型コロナウイルスの感染拡大によって中断していたところでございます。その再開に向けまして、本日は、市の地域防災計画や、これまでの検討状況などのご説明をさせていただきます。委員の皆様にはそれぞれのお立場からご意見や課題などをお伺ひしまして、今後の協

議を進めていく上での参考にさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは着座にてご説明させていただきます。

久喜市における災害時医療についてお手元の資料1を基にご説明させていただきます。本資料につきましては、令和4年3月に改定されました久喜市地域防災計画のうち、震災対策編の中で配備体制と、医療救護に関する部分を抜粋したものでございます。上から順に、第1節 応急活動体制、第1 配備体制と動員計画、1 配備体制のところをご覧くださいと思います。大規模災害が発生いたしますと、市では震度5弱の場合、警戒体制が発令されたものとしたしまして、あらかじめ指定された職員が勤務場所に参集いたします。また、震度5強になりますと、災害対策本部が設置されまして、あらかじめ指定された職員は勤務場所や指定された避難所に参集いたします。指定避難所のうち、小・中学校、高等学校、総合運動公園及び菖蒲文化会館を利用する拠点避難所につきましては、資料1にもう1つ、一覧を添付させていただいております。こちらが、拠点避難所ということで、市民の皆様はまずこちらに避難をしていただくということになっておりまして、こちらには、あらかじめ割り当てられた職員が、震度5強になりますと、そこに直接参集して、避難所の開設に当たるという手はずになっております。

次に、第9節、救急救助・医療救護、資料下半分からの部分でございます。市の組織の中では各部ごとに災害時の役割が定められております。第9節、災害時の医療につきましては、健康スポーツ部のうち、健康医療課、新型コロナウイルスワクチン対策課、中央保健センター、国民健康保険課が、医療救護班として、(4)にございます、災害医療本部を組織し、(5)の医療機関への協力要請や、(6)医療・助産活動を行うこととなっております。(4)の災害医療本部では、災害対策本部や消防本部等から寄せられる負傷者や傷病者の発生に関する情報等を収集・集約し、救護所への要員の派遣調整や、患者さんの搬送先となる後方医療機関との調整、医薬品や衛生材料等の調達の業務を行います。資料の裏面をご覧くださいと思います。2行目にあります(7)のところからですが、救護班の編成、(8)医療の範囲及び方法、資料の中ほどの(11)救護所の設置についてこちらに記載しております。(8)の医療の範囲及び方法につきましては、大規模災害時に行う医療の範囲が定められております。医療の方法という書き方になっておりますが、応急処置は現場に出動する医療救護班で、重症や専門治療は病院診療所等で行うということが書かれております。

次に、資料中ほどから少し下にあります、3の医療マンパワーの確保というところですが、災害時における医療体制の確保としまして、医師会と協力して、マンパワーの活動調整を行うこととされております。次に資料一番下になりますが、4の医薬品の調達・供給でございます。医薬品卸業者や薬局との連携により、救護所で使用する医薬品の調達・供給を確保することや、医薬品に不足が生じる場合に、市から埼玉県へ供給の救援を要請することが記載されております。

続いて資料2についてご説明をさせていただきたいと思ひます。こちら横長の表になっておひりまして、左から久喜市医師会、中ほどが久喜市歯科医師会、一番右側が久喜白岡薬剤師会というふうになんでおひります。こちらは平成29年1月に、久喜市医師会、久喜市歯科医師会、久喜白岡薬剤師会と結んだ協定書をまとめたもので、この協定書に基づきまして、災害時の医療体制について、具体的に各会と協議を進めさせていただきたいと考えておひります。それぞれ記載内容が異なる箇所につきましては網掛けになっておひります。

資料の1ページ目の一番下の枠のところ、第2条のところをご覧ください。市は必要に応じて、各会に救護班等の派遣を要請することとなっておりまして、あらかじめご推薦いただいた方の名簿を作成することになっておひります。以前、名簿を作成させていただいておひりますが、こちらは新しいものに更新していく必要があると考えておひります。

次に、2ページの、一番上の第3条のところをご覧ください。医師会の中で、災害医療総合調整監を選出していただきまして、連絡調整をしていただくこととなっておりまして。次の第4条ですが、救護班及び派遣薬剤師の業務内容を記載しておひります。医師会救護班及び歯科医療救護班は救護所等において、傷病者の傷病の程度の判定や傷病者に対する応急処置の実施及び、必要な医療、歯科医療の提供等を行っていただきます。また、派遣薬剤師には、傷病者等に対する調剤服薬指導、医薬品等の仕分け管理等を行っていただくこととなっておりまして。

次のページの、第6条の医薬品等の確保につきましては、以前から協議させていただいておひるところですが、今後、必要な医薬品や備蓄方法につきまして、改めて医師会、歯科医師会、薬剤師会の皆様と協議させていただきたいと考えておひります。資料2につきましては、以上でございます。

続いて資料3についてご説明をさせていただきます。こちらは、災害時の医療救護マニュアルの策定に向けて、医師会等とのこれまでの主な意見交換の状況についてまとめたものでございます。大規模災害が発生した場合には、久喜市地域防災計画に基づきまして、傷病者等に対して医療救護活動が円滑に行われますよう、平成29年1月に久喜市医師会、久喜市歯科医師会、久喜白岡薬剤師会で災害時の医療救護に関する協定を、先ほどご覧いただいた協定を締結しておひります。この協定に基づきまして、具体的なマニュアルを作成する必要がありますことから、これまで意見交換をさせていただいておひります。平成30年10月の意見交換会では、災害時の医療機関と行政の連絡体制との課題についての協議が行われておひります。またマニュアル作成に当たりまして、国、県、市の役割を明確にすること、保健センターとの調整が必要であること、フェーズ区分の基準が必要であることなどが確認されておひります。平成31年1月、1回目の意見交換会では、主に災害時の参集に関する連絡体制について話し合われておひりまして、先生方のメールアドレスを登録して、一斉送信のグループを組むということになっておひります。平成31年1月の2回目の意見交換会におきましては、医薬品の備蓄や医療機関の電源に使用する燃料、水、食料の供給などについてのご意見がありました。令和2年12月の薬剤師会との意見交換会では、災害時における医薬品の備蓄につきまして、協力が可能と思われる薬局

の確認などが行われまして、備蓄する薬の量や種類について、今後検討することといたしまして、医師会と協議の上、改めて薬剤師会との協議をすることとなっております。こういった協議を重ねて参りましたが、コロナの影響によりまして中断していたため、今後改めて検討を進めていきたいと考えております。資料1から3につきましては以上です。

議長（小山会長）

はい。ありがとうございました。

ただいま、資料1から3につきまして、一括して、事務局からご説明いただいたところでございます。資料の説明に関しまして、ご質問やご意見がございましたら、どうぞお手を挙げて、ご意見いただければと思います。関谷先生お願いいたします。

関谷委員

新井病院の関谷でございます。災害時医療のマニュアルを作っていただいておりますが、平成29年からということで、多分、国のマニュアルが変わってきているはずなのです。というのは、昔は、災害時はどうするかを地域で考えていりましたが、今はDMATということで、国が災害時医療を中心になって担っていて、私たちが動かさないところが多いのです。国のマニュアルというのは、どうなっているのでしょうか。直接関係があるのは県ですね。県の医療災害マニュアルと、久喜市の医療災害マニュアルの整合性について検討されているかどうかを知りたいと思います。お願いいたします。

事務局（加藤主幹）

はい、ありがとうございます。

埼玉県のマニュアルとしては、令和5年3月に改正された「埼玉県災害時医療救護基本計画」と申しますのがございまして、当然市は県とも連携を図る必要がありますので、こちらの内容と整合を図りながら進めて参りたいと考えております。

関谷委員

やはり、そういうふうに更新されるものなので、新しいマニュアルにのっとなって、毎年でも作り変えていかないと、市と県と国の、一連の流れを持った防災対策がとれないのです。国、県はこうなっているから、私たちはこうするよ、というようなものをお示ししていただくと非常に分かりやすいと思います。

議長（小山会長）

最後の部分は先生のご意見という形でよろしいですか。

関谷委員

というよりも、やらなければいけないと思います。協定を結んだ平成29年と今とでは多少違ってきていると思うのです。基本はこれでよいと思いますが、絶えず見直ししながら、確かめながらやっていかないといけないと思います。

議長（小山会長）

はい。ありがとうございました。事務局は今の件よろしいでしょうか。

事務局（渡部課長）

ありがとうございます。

先生のおっしゃる通りでございます。これから協議を再開させていただく際には、当然に最新の国や県の動きを各会の先生方にお伝えするとともに、お伝えする前に、検討中のマニュアルの内容も情報を更新した上で協議を進めさせていただきたいと思います。

議長（小山会長）

私も、今の点で補足の確認なのですが、資料3に、マニュアル作成にあたっては、国、県、市の役割などを明確にするということで、その調整をすることについての課題が提示されているのですが、具体的にはどのようなタイミングで、どういう方法で行うのか教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

事務局（加藤主幹）

はい。こちらについては、主にまず県ですが、保健所の役割ですとか、市の方でも、来年度組織機構改革がございまして、4月以降、まず市の内部で役割の確認をさせていただいて、それから保健所とも連携をさせていただきたいと考えております。

議長（小山会長）

先ほど、関谷先生からお話がありましたが、国や県の考え方や、その方向に沿った形での市の考え方を整合させるため、ベクトルを合わせるということでしょうか。

関谷委員

はい。例えば、DMATを制度化したのは大分前なのですが、DMATを制度化する前の災害医療体制と、制度化してからの災害医療体制は全く違うわけです。古いままのマニュアルですと、DMATなしで動かなくてはならないのですが、今はDMATを市長ないしは県知事が要請すると、私たちは逆に動いてはいけないのです。DMATのもとで、災害時医療を担っていく、その間には調整が必要で、それは多分医師会の役割になると思いますが、そのようにD

MATができる前とできた後では全然違う訳です。DMATも最初のうちは数が少なかったのですが、今はDMATの数がとても多くて、場合によってはDMATで災害医療現場が溢れるぐらいに來ます。そうすると、DMATが少ないときのDMAT、地域医療機関の動きと、DMATが多くなったときでは、また変わってきているのです。毎年毎年、それは検討されているので、きちんと整合性を持って、私たちも対応しないといけないと思います。

議長（小山会長）

はい。ありがとうございます。

ただいまの資料1から3までの説明に関しまして、この他に何かご意見、ご質問ございませうでしょうか。はい。齊田委員よろしくお願ひします。

齊田委員

資料3の中で令和2年に薬剤師会さんとの意見交換会というのが書いてありまして、災害時の医薬品の備蓄について備蓄に協力できる薬局が、栗橋地区と鷺宮地区には無いということによろしいのでしょうか。

事務局（加藤主幹）

はい。ありがとうございます。

この時点のお話し合ひで確認が取れた薬局さんとしては、栗橋地区と鷺宮地区にはご協力いただけるところが無いということでしたので、こちらもまた改めて確認をさせていただきたいと思ひます。

齊田委員

今後、鷺宮に増える可能性もあるということですか。

事務局（加藤主幹）

そうです。

議長（小山会長）

はい。ありがとうございます。他の委員の方々でいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは現時点で、資料の確認、ご意見はないということですが、この後また何か疑問点や、他の説明との中での整合で再度確認したい点があったら、そのときにまたお願ひできればと思ひます。

それでは、進めたいと思ひます。続きまして資料の4でございますが、4につきまして事務局から説明をお願ひいたします。

事務局（加藤主幹）

はい。では資料についてご説明させていただきます。災害時医療救護マニュアルを今後作成するに向けて、資料4にあります課題などについて、関係機関と協議を行っていく必要があると考えております。

1つ1つ見ていただきたいのですが、まず、災害時の連絡体制や参集についてです。すでにこれまでメールの一斉送信については、リストを作成させていただいているところですが、作成時から時間がかかりたっておりますので、改めて確認させていただきまして、こちらは毎年更新をしていく必要があると考えております。また、各医療機関の被害状況の確認等ですけれども、災害発生時は電話連絡が取れない場合等も考えられますので、確認方法などについてもまた確認していく必要があると考えております。

それから、次のところですが、医療救護所の設置場所や設置基準でございます。どのような場所に設置するのか、どこに何ヶ所設定できるのか、あらかじめ決めておく必要があると思います。人員や施設の状況等を確認いたしまして、これからまた改めて検討させていただきたいと思います。次に3つ目の丸ですけれども、救護所の構成についてでございますが、救護班の事務員や運転手の確保、医師会、歯科医師会、薬剤師会の先生方の他、場合によっては医療ボランティアの協力を得る場合というのもございます。こちらは先ほどのDMATとかそういうお話もありましたので、そういった最新の情報も確認しながら検討しておく必要があると思います。

次でございますが、医療救護所の運営方法や活動内容につきましても、人員体制や救護所で行う医療の範囲など、いざというときのために動けるように、明確にしておく必要があると考えております。

次に、医療救護所の備品や医薬品の選定・確保についてでございます。資料に別紙といたしまして、防災備蓄品一覧をつけさせていただいております。こちらは、市の救護所用の備蓄品となります。救急セットについては使用期限を確認いたしまして、随時中身の方は更新をさせていただいております。

また、医薬品につきましましてはどのようなものが必要か、管理をどうするかというところは、また今後協議させていただく必要があると考えております。

この他に、市内の各避難所の防災倉庫にも、救急箱ですとか、感染症対策のマスクや間仕切り、手袋などは備蓄がございます。また、これとは別に、新型インフルエンザ対策の備蓄品といたしましても、マスクやパルスオキシメーターなどもございますので、有事の際には、これらを転用して対応することも可能と考えているところでございます。

最後に、救護所で対応できない方を医療機関に搬送する場合につきましても、消防等の関係機関、自治会の方々等ともお話をする必要があるかもしれませんので、そうしたことについても検討していく必要があると考えております。

お時間の都合上、本日は主な検討課題としてまとめさせていただいておりますが、皆様からご意見を頂戴いたしまして、今後関係機関との協議を進めていく上での参考にさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小山会長）

はい。ありがとうございます。

ただいま、資料4の説明をしていただきました。今後の検討課題ということでございますので、ここに無いことも含めて、委員の皆様には、それぞれの立場から、久喜市の災害時の医療に関する委員の皆様方ご自身のご意見ですとか、こういったことがさらにあるのではないか、というような新たな課題の提示、それから、逆に先ほど齊田委員からもありましたが、非常に不安に思われるようなことについて、どうぞ思ったことを忌憚なくお話いただければと思っております。

それでは早速ご意見をいただきたいと思いますが、まず救護関係に携わることになります、医師会、それから歯科医師会の先生方からお伺いしたいと思います。関谷先生からよろしいでしょうか。

関谷委員

はい。救護所に、私たち医師、歯科医師、薬剤師が仕事をするということになると、そのところに診療所を立ち上げるということですよ。診療所を立ち上げていただいて、その診療所としての仕事をするという理解でよろしいでしょうか。

事務局（加藤主幹）

はい、おっしゃる通りでございます。

関谷委員

救護所というのは、被災状況を考えながら、どこにどれだけ置けばよいかということを行政が考えて、医師会との連携という形で、そういう理解でよろしいですね。

事務局（加藤主幹）

おっしゃる通りでございます。

関谷委員

はい。そこに配属する担当者が誰になるかは、その場その場で考えていくしかない、と私は思っています。近くの先生ではなくて。恐らく、被災状況が広いと、近くの医師、歯科医師も、なかなか協力できないという状況もあると思います。例えば、新井病院の私が救護所に行

ったら、新井病院が多分回らなくなると思うのです。そういうことを考えると、できる範囲でと言うしかないのですが、そういう理解でよろしいですか。

事務局（加藤主幹）

はい。その点も含めて、また医師会さんと改めてお話しさせていただければと思いますが、やはり被災状況によって、今回の地震のように、広範囲に被害があったりすると、予定していたお医者様が動けない場合等もあるかと思えますし、色々な状況を考えながら、その点もまた検討させていただきたいと思えます。

関谷委員

また、先ほどの薬の問題は大きいと思えます。何が大きいかというと、I型の糖尿病の人は、インシュリンを打たないと亡くなってしまいます。ですので、生きるために絶対必要な薬というのを、どういう形で持っているかというのが、非常に重要だと思っているのです。どのように考えているかとかですね。例えば、インフルエンザの薬は、多分、無くても大丈夫かと思うのですが、インシュリンはI型糖尿病の人においては、生きるために非常に重要なのです。

その辺のことを、救急セットや、薬剤師会との調整の中で軽重をつけて、きちんと準備をしておかないといけないと思えます。それから、ここでは見えていないのですが、この地域だけでは、恐らく医療も薬剤も足りないのです。そのときの体制についても、私たちは知っておいた方がよいと思えます。その辺のことを今後、もう少し具体的に練っていく必要があるのではないかと思います。

事務局（加藤主幹）

ありがとうございます。その点も、今後確認させていただきたいと思えます。

議長（小山会長）

よろしいですか。それでは、上岡委員から、歯科医師会の立場でお話いただけますでしょうか。

上岡委員

はい、歯科医師会の方からお話ししていきたいと思えます。

私も平成29年から防災の委員になっております。関谷先生とも何回かお話したこともあるのですが、それから市からは全然話が無く、進んでいないような感じがいたします。

私の方に第1版のマニュアルもあるのですが、かなり変わっている内容があるとお聞きいたしました。参集時期のことに関しても、以前の第1版のマニュアルですと、震度6以上で集まっ

てくださいということになっています。あと、風水害ですね、70ミリを超えたときに集まってくださいとなっています。やはり、こうした資料があると、大分変わったのかなというのが分かると思うのです。第1版を委員の方にまず見ていただいて、どういうものがあるかというのを確認していただいた方がよいのではないかと思います。かなり関谷先生のお話では変わっていると思います。もう令和5年ですので、これを29年のものと比べてもかなり内容的にと変わっているのではないかと思います。

また、災害時の連絡体制ということで、もし被災地になってしまったら何の連絡方法も無くなってしまわないかと思っています。ライフラインが途絶えてしまいますと、電源とか水とかが無くなってしまいますので、どういった体制で連絡をするのかというのをまず、確認していきたいと思っております。今回の能登半島地震でも、全然連絡が無かったり、確認ができない状況が続いておりますので、我々歯科医師会としても、何が欲しいのか分からないのですね。何を支援したらよいかと。現場ではなかなか支援ができません。

我々歯科医師としては、救護所での主な役割は口腔ケアとなると思うのです。水とか使えなくなると、やはり口腔内ケアができません。歯ブラシが無かったり、埋まってしまって探すのもできないということもありません。そうした、口腔内のケアを、まず我々は重視していきたいと思っております。誤嚥性肺炎などの危険がありますので、なるべく、口腔内の管理ができるような体制を久喜市歯科医師会でも作っていきたいと思っておりますので、三師会で協力し合って、防災に関しては、これから考えていきたいと思っております。

議長（小山会長）

次に、新井副会長から一言いただけますでしょうか。

新井副会長

久喜市医師会の新井でございます。

先ほど関谷先生から救護所の問題、薬の問題のお話をいただきました。全くその通りだと思います。

私が一点、少し懸念を抱いているのは、救護所の設置に関してです。これだけ大きな災害が続いていますと、一般の方も、何かあれば避難所に避難した方がよいのだろうという思いが強くなっている中で、市が救護所を開いたときに、多くの方がなだれ込んでくる可能性が高いと思うのです。そういったときに、どのように人を流していくのか考えていかないと、仮に我々も医療救護所に入っていったときに、大混乱に陥る可能性が高いのではないかと懸念しております。

ですので、市の職員の方はもちろん一生懸命されると思うのですが、マンパワー的にかなり不十分な部分があると思いますので、地域の皆さんも防災に対する意識が非常に高まっていると思いますから、少し民間の方にもご協力をいただいて、避難所の整理ができるような訓練と

いいですか、そういったことを少しずつ地域の方々とやっていく体制を作っていくことが必要な段階にも来ているのではないかと考えております。以上です。

議長（小山会長）

ありがとうございます。

続きまして、市民の立場から、お考えですとかご意見をいただければと考えております。

それでは順番にお願いしたいと思います。まず、濱田委員からお願いできますでしょうか。

濱田委員

はい。皆さんこんにちは。

今日は遅れまして申し訳ありません。途中からの参加になってしまいました。資料4のところで、医療救護の設置場所をどこにするとか、救護所の構成とか、そういったことでお話をされていました。緊急避難所が各小学校、中学校となっていて、かなり数がありますよね。市民の方は、自分の家から近い小学校、中学校の方に避難されていくと思うのです。ここに人が集まってくるので、最低でも、救護所というのはこの場所に1ヶ所はないと駄目なのではないかと思うのです。避難していったけれども、そこで具合が悪くなったときに対応してもらえる方がいないと、困るのではないのかなと思うのです。そうすると、色々と対応していただける方の人数も、それなりに必要になってくると思います。医師が必ずいてもらえるとよいと思いますが、実際には無理なところもあるかもしれないので、看護師なり、保健師さんなりの方をそれぞれに配置していただくとういのかと思います。

その時になると、中々スムーズにいかないのが、役割をある程度決めてもらったほうがよいのかと思います。市役所の方たちも、例えば1つの小学校の中でも、避難してきた方の誘導をする係、必要なものを差上げる係とか、備品のチェックをするとか、けがをされた方、具合の悪い方の対応をする方とかというのを決めておかないと、その場、その時になって、自分の役割は何だろう、ということもあるのかと思うので、そのように考えました。

それと、これは能登の方の災害のニュースで聞いて思うところですが、小学校、中学校は第1次の避難所になる訳ですが、やはり子供のケア、心のケアというのは、少しでも日常生活に戻す、学校に行って勉強するとか、学校に行って友達と遊ぶ、学校に行って何かをするということのできると思うのですね。本当は、いつまでも小学校や中学校が避難所で続くことがないようにした方がよいのではないのかと考えています。その先の2次避難ができるような場所に、どんどん移動させていって、小学校とか中学校では、子供たちが生活ができるような方向に持っていったらよいと思います。もちろん、持病があったり、体の不自由なお年寄りの方もいます。そういった方も、いつまでも避難所にいるのは苦痛だと思うのです。そういった方たちも、一時的に避難所に来るけれども、その後、その方たちがどのように避難していけるかということも、今の段階から考えておくことが必要ではないかと考えております。以上です。

議長（小山会長）

はい。ありがとうございます。

それでは続きまして、枝委員よろしく願いいたします。

枝委員

私も専門外ですけれども、資料3の中で、先ほど齊田委員のおっしゃった、栗橋地区、鷲宮地区に協力可能な薬局がないということ、これを早く、しっかりとやっていただきたいと思います。

それから、先ほどの医療救護に関する意見交換会が、令和2年度以来、コロナの関係もあり、この4年間、しばらく行われていなかったという事を今日知りましたけれども、コロナの期間中、色々なことがあったと思いますが、こういう時こそ、しっかりと意見交換会をやって欲しかったと思いますし、これから頻繁に連絡体制をとっていただきたいと思います。

それから、別紙の防災備蓄一覧表を拝見いたしましたけれども、これは久喜市の本庁の備蓄分ですか。

事務局（加藤主幹）

そちらは救護所用ということで、市全体として備蓄しているものでございます。

枝委員

この数を見ると余りにも少なすぎるという感じもしますし、市内4地区にそれぞれ自治会が防災倉庫などに防災備品を備蓄していると思いますけれども、しっかりと連絡を取って、それぞれの地区自治会にどれだけの備蓄があるのか、掌握していただいた方が、何かのために役に立つと思いますので、それも併せてよろしく願いしたいと思います。以上です

議長（小山会長）

はいありがとうございます。それでは齊田委員、よろしく願いいたします。

齊田委員

まず、医療救護所がどういうものかよく分からないのですが、何か法令上の根拠とか、設置しなくてはならない、何か根拠というのはあるのでしょうか。例えば人口何万に対して、1ヶ所とか、そういう基準のようなものがあるのかお聞きしたいと思います。

事務局（加藤主幹）

救護所につきましては、特に何人以上になれば設置しなければいけないとか、そういったこ

とは特にはございませんので、その時の状況に応じて、必要に応じてということになるかと思
います。

齊田委員

イメージ的には、公共施設とか公民館のイメージが強いのですが、そういうものに別に縛ら
れる必要はないでしょうか。

事務局（加藤主幹）

そうですね、必ずどこに置くと決まっているものではございませんので、どこに設置するか
というのは今後検討していきたいと思ます。

齊田委員

災害というのは突然来ますので、災害が起きてから救護所をどこにするというと、手遅れに
なってしまうと思います。事前に候補を決めておくとか、そういった措置はできるのしょう
か。

事務局（加藤主幹）

今後作成するマニュアルの中で、定めておく必要があると思ます。

齊田委員

その辺は今後の検討課題の1つとして、検討していただけるのでしょうか。

事務局（加藤主幹）

はい、そうです。

齊田委員

そうですか。ありがとうございました。

議長（小山会長）

よろしいでしょうか。それでは最後になりますけれども、私からも意見、提案などを少しさ
せていただければと思っております。

先ほど上岡委員からお話がありましたが、私も、そのマニュアルというものを実際に目に
していないこともありまして、具体的にどのような内容でどう整理されているかということ
はイメージが湧かないので、もしかしたら市が求めていることと違うことを発言するかもし
れませんが、先ほど関谷先生からお話いただきましたように、このような大規模災害が仮に発生し

た場合には、恐らく久喜市だけにとどまらないかなり広域的な影響が出てくるものと思われます。国や県の対応と市の対応が、方向性が合っていなければいけないというのが大前提だと思います。その上で、検討されるマニュアルについては、先ほどから各委員からもお話がありますように、実際に自分の地域はどうか、救護所の体制はどうか、医薬品は足りるのかというような個別の話が、かなり不安と関心が出てくるのではないかなというような気がいたします。

そういう意味では、久喜市が作成するマニュアルの中で、可視化できる部分というのは、具体的に数値や定量的なもので示していただくとよいと思います。例えば備品、医薬品については、何種類を何日分とかどのぐらいとかですね、可視化できるような形の目標というのが設定できればよいのかなと。K P Iのようなものを定めることができれば、非常に分かりやすいのかな、検証しやすいのかなというような気がいたします。

それから避難施設については、恐らく安全性、耐震性だとか、インフラも含めた人を受入れるための必要なものを備えた場所ということが優先されると思いますが、利便性ということも必要かと思しますので、地域の一定の範囲の中で、ある程度確保できるような公共的な施設を、学校とかそういったところにこだわらず、できるだけ幅を広げて検討していくとよいのかなと思います。

それから人の問題というのは非常に大きな問題で、それをどう確保していくかということで、具体的にこれから検討していくと思いますが、1つ気になるのは、医療救護体制に関わるスタッフの中で、例えば看護師の方々の支援などは、どのような組織的な対応で検討されていくのかというところが、今日の資料の中だけでは見えてこないところがありましたので、進んでいけば多分地域の保健師という話にもなってくると思いますが、急性期の状況の中では、看護師の方々の体制ということも必要な部分なのではないかなという気はしております。

それから、私はあくまでも報道でしかし承知していませんが、能登半島地震では医薬品の供給で、モバイルファーマシーというものが7台運用されていて、それはキャンピングカーを改造して、中で薬剤師は寝泊まりができて、調剤も可能になっているということです。先ほど関谷先生が言ったようなインシュリンなども移動しながら供給できるような体制を組んでいるという話も聞きました。そういったものがもし実現可能であれば、他地域からの応援や要請を受けて、こちらに来ていただけるのであれば、非常に機動的に対応ができるということで、検討に値するのかなと思っております。こういった情報も、ぜひとっていただければと思います。

最後になりますが、感染症対策については、コロナも5類にはなりましたがけれども、引き続き感染力が強く猛威を振るっていると思いますが、こうした感染症対策についても検討の中では外せない部分なのかなと考えているところでございます。

以上、取り止めもなく申し上げましたけれども、意見として、参考にしていただければと思います。

ご出席の委員の皆様方から一通りお話を伺いましたが、まだお話ができてなかった部分ですとか、関谷先生お願いいたします。

関谷委員

新井病院の関谷です。避難所と救護所というのは別なものです。避難所は、家は壊れてしまっただけ元気な人がとにかく集まるところです。その中で救護所をいくつか設置するということです。私たちも普通の仕事がありますから、救護所にずっと医療スタッフがいるのではなくて、2時から3時開設するよとか、そういうのを医師会ではイメージしていました。久喜市とはそういう連携でやりましょうと。そのようなイメージなのです。でもこの資料を見ると全然分かりません。その辺がイメージできないと、市民も分からないと思います。そここのところで議論されても困りますので、その辺は分かるようにしていただきたいと思います。

それから、会長から出ましたけれども、人数の問題なのです。利根川が越水するかもしれないと言って栗橋地区で避難しようとする、避難する人数と収容人数が全く足りないという状況が起こってきます。それから避難所に行くのに、車の渋滞が起こるということも分かっていることなので、その辺のことを整理していかないと、また同じ水害のときに、分かっていたでしょうと言われてしまいます。

それからもう1つ、別紙の備品一覧、これだと当然少ないのです。でも、これを市民全体に配布できるだけ作る必要はなくて、とりあえずこれだけあればよいということです。もしも無くなりそうであれば、久喜市で他のところから調達するということもあるかもしれませんが、県にこういうものが足りないから配給してくださいということを、市長が知事に依頼する訳です。そうすると、ではこれを用意しましょうということに来てくれるのです。そういう流れになっていると思います。救護所にこれだけはありますよ、これだけでやってくださいねと言っている訳ではなくて、とりあえずであって、無くなりそうであればまた持ってきますからということです。ヘリコプターで落とせばよいのですから。そここのところの動きも分かりやすく説明していただかないと、市民の皆さんには伝わらないと思うのです。

それから、薬もとりあえずあればよいのです。あとは、ここにこれが無いから、I型糖尿病で苦しんでいる人がいるから、とにかくインシュリンを渡してくださいというふうに、連絡できる体制があれば、今、日本の中では動けますから。そういうことも、情報提供しながら考えていかないといけないのかなと思います。以上です。

議長（小山会長）

はい。ありがとうございます。

一通りご意見を伺いましたけれども、この際、さらにご発言があるという委員の方はどうぞ挙手でご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。濱田委員よろしいですか。特によろしいですか。

それでは委員の皆様方からの意見も出尽くしたようでございますので、本日の議題1、久喜市における災害時の医療体制についてという議題については終了したいと思います。ただいま委員の皆様方からいただいたご意見や課題につきましては、今後市の災害時医療体制の検討の中で生かして参りたいと考えております。

それでは本日の議題2 その他についてでございますが、まず委員の皆様から、その他の中で議題として取り上げていただきたいものがございましたらお願いいたします。よろしければ事務局からいかがでしょうか。

事務局（渡部課長）

はい。本日、色々ご意見をいただきまして、ありがとうございます。また災害時の医療救護の課題というのは市の医療政策の中でも、防災対策の上でも非常に重要な課題でございますので、今後三師会の先生方と協議を再開した後も、この協議会においても、経過のご報告でしたり、また検討の課題につきまして、引き続きお伺いできればと思っております。

話が変わりまして、本日の会議録になりますが、説明の通り会長にご確認いただき署名をいただきました後、確定させていただきまして、その後皆様に送らせていただきます。

それから、次の会議については、年度明けということになります。来年度の予定につきましては現時点ではまだ未定でございますので、予定が決まり次第、また改めてご案内させていただきたいと思っております。こちらからは以上になります。

議長（小山会長）

はい。今後のスケジュールを含めてのご説明ございました。

ただいまの事務局からのご説明につきまして、ご質問、ご確認はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

他にございませんようでしたら、予定の時間より少し早いのですが、以上で本日の議題は終了としたいと思います。ここから先の進行は、司会に戻したいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

3 閉会

司会（渡部課長）

小山会長ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、ごあいさつを新井副会長からお願いいたします。

新井副会長

（副会長あいさつ）

司会（渡部課長）

新井副会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度久喜市地域医療推進協議会を散会とさせていただきます。大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和6年 2月 17日

小山 有一朗